

# 日本のカジノ： どう実現できるのか？

フォーリン・プレス・センター 2014年8月28日

美原融

大阪商業大学教授

(同アミューズメント産業研究所所長)

# 立法府によるイニシアチブ

---

- ▶ **法案(特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法案):**
  - ▶ 第185次国会、会期末の2013年12月5日に、国際観光産業推進議員連盟議員により衆議院に上程(自民党、維新、生活)
  - ▶ 直ちに、衆議院内閣委員会に付託され、継続審議案件扱いに
- ▶ **国会審議:**
  - ▶ 本年6月22日に終了した第186次国会において、6月18日、趣旨説明および質疑という形で国会審議を開始。会期末に伴い、継続審議扱いに。
  - ▶ 法案は、秋の臨時国会にて、審議・可決される公算が高い。

# 政府の動き

臨時国会で可決される公算が高いことより、政府としても動き始め、法案可決後に備えて準備検討の体制に入りつつある。

観光立国推進連絡閣僚会議アクションプログラム

2014年6月11日閣議決定

IR推進を明確に宣言

日本再興戦略2014年改定

2014年6月24日閣議決定

IR推進を明確に宣言

7月17日官房長官は、法案成立に備え、速やかに内閣官房に推進検討チームを設けることを宣言

審議官3名、スタッフ20名の準備組織が立ち上がりつつある

# 二段階による制度実現

IR推進法(基本法、プログラム法)は、原則のみをうたい、どうIRを実現するか  
の工程を定義するが、これだけではカジノを含むIRは実現できない

## 第一段階

### 議員立法

特定複合観光施設区域の整備  
の推進に関する法律  
(IR推進法)

- 政治の意思を国民に示す。
- 方針を定義し、実施の枠組み詳細を検討する組織を政府内に設け、1年以内に実施法を策定することを政府に義務づける。

## 第二段階

### 閣法

特定複合観光施設区域整備法案  
(IR実施法)閣法

- 超党派議員連盟で検討済みの枠組みを下に実施法を策定する。
- 実施法により初めてカジノを含むIRを実現できる

# IR 推進法案 1) 目的

複合特定観光施設区域の整備の推進に関する法律(案)は下記を定義する

特定複合観光施設  
区域

地方自治体により提案され、国が指定する区域で、特定複合観光施設を設置できる区域。但し、区域の総数は法により限定する

特定複合観光施設  
(IR)

カジノ、会議場、展示場等のMICE施設、ホテル、娯楽施設、ショッピングモール等を含む複合型観光施設で、観光振興に資する施設として民間事業者により整備され、運営される施設。但し、IRのコンポーネントの詳細判断は地方公共団体に一定の柔軟性が付与される

立法府の意図として、二つのIR・区域の分類を提唱(大都市型IRと地方観光都市型IR)

目的

特定複合観光施設区域を推進するための基本的な考え方と方針を定義し、これを推進するために政府に特定複合観光施設区域推進本部を設置させ、その推進・実現を図る。

# IR推進法案2)概要

交付後3ヶ月以内に内閣に推進本部を設置し、詳細を詰め、必要な措置及び施策を実施するための法制上の措置その他の措置を交付後1年以内に講じる。

↑  
基本法的性格

↓  
手続き法的性格

- 第一章 総則
- 第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項
  - 第1節 特定複合観光施設区域の整備に関する基本方針
  - 第2節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務
  - 第3節 納付金等

- 第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部
- 附則

～重要事項の審議～

特定複合観光施設区域整備推進会議

(学識経験者20名以下より構成し、内閣総理大臣が任命)

(内閣)  
特定複合観光施設区域整備推進本部

本部長:内閣総理大臣

副本部長:国務大臣

本部員:上記以外の全ての国務大臣

事務局長  
事務局【職員】

推進本部の権能:総合調整、必要な法律案・政令案の策定、関係機関団体との連絡調整等を担い、推進を総合的かつ集中的に行う

# 想定されている制度の構図 1)

IRの基本的な考えは2013年11月12日付議員連盟による「IR実施法に関する基本的な考え方」により定義されている

カジノの供給総量と質は厳格に規制され、管理される  
(IR/カジノの数と地点は制限する)

カジノは(国籍を問わず)成人たる内外の顧客が自己責任で担うエンターテイメント

区域の指定は、地方公共団体の提案に基づき、公平、透明な手続き、選定基準に基づき、国が行う

指定を受けた地方公共団体は、当該区域においてカジノを含むIRの開発、投資、実現を担う民間事業者を公募により選定する

地方公共団体より選定された民間事業者は、別途国の規制機関に申請し、その適格性に関し、審査を経た後に免許を取得し、当該区域でカジノを施行できる

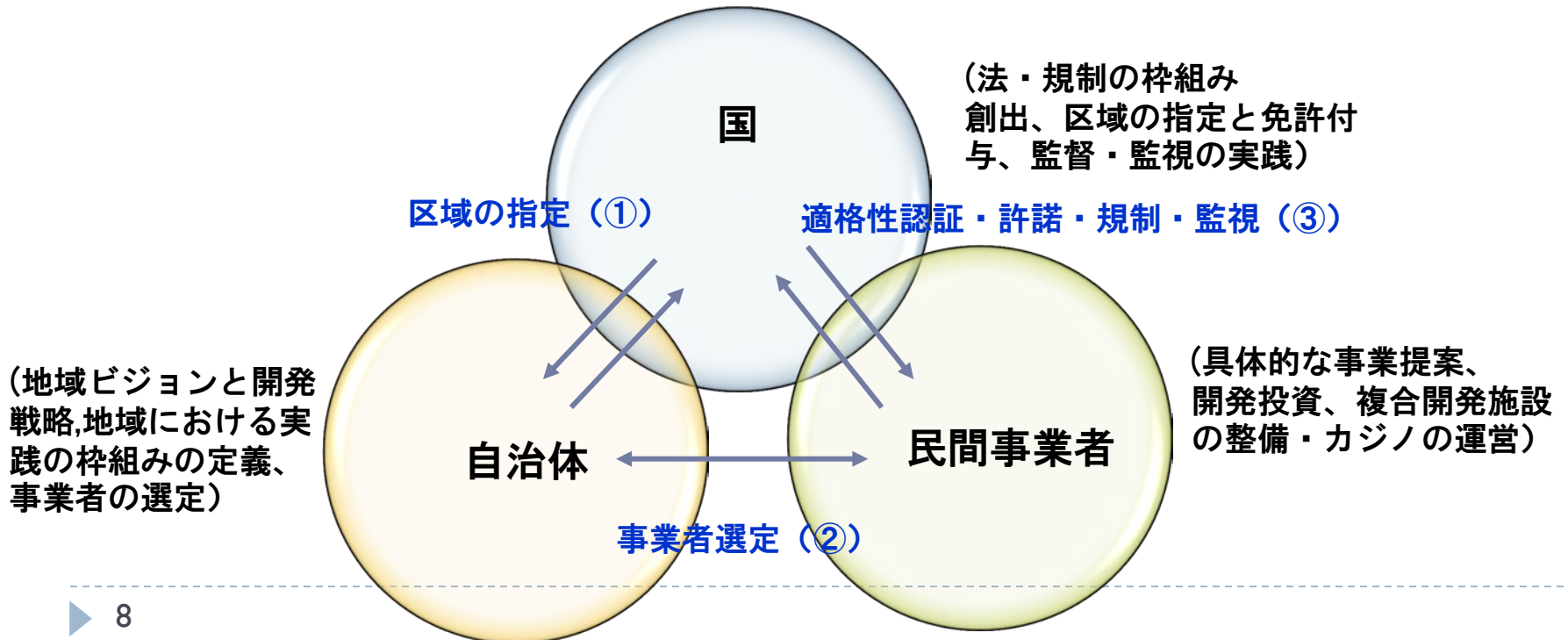
カジノの監督、免許・認証付与、施行監視等を担う国の中立的な規制機関を設ける。立法府・行政府より独立した3条委員会とし、準立法権を付与せしめる

# 想定されている制度の構図 2)

国、地方公共団体、民間事業者間で所掌と責任を分担するため制度としては複雑になる

カジノの施行に関する制度的枠組み

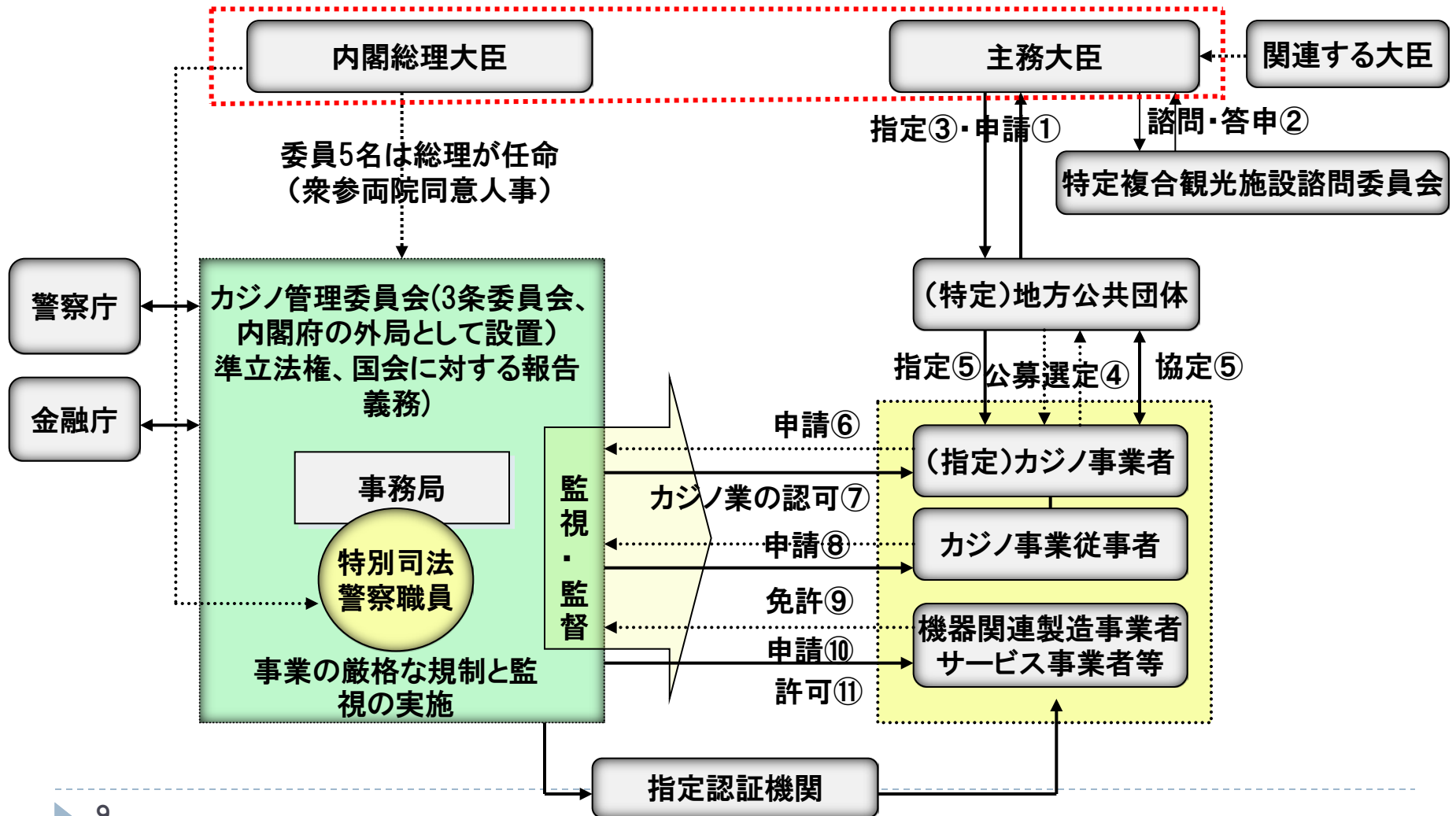
施行する地域を限定し、指定し、開発民間事業者を選定する枠組み





# 想定されている制度の構図 3)

全体構図は下記のごときになる



# 想定されている制度の構図 4)

## 社会的危害防止手段

国民の懸念払しょくするための施策はIR実施法を議論する過程で大きな議論の対象になる。  
これには下記が含まれる

- ❖ 提供されるカジノゲームの質及び量を厳格に規制する
- ❖ 日本人顧客のみに対し、一定の入場料を課す
- ❖ 下記を含む病的賭博・問題ある賭博(賭博依存症問題)に関する包括的な政策並びにプログラムの実践
  - 実態把握のための詳細かつ継続的な社会調査の実施
  - 賭博依存症対応策管理のための国の機関の創設(中長期戦略、短期戦略とプログラム、必要な財源の措置等)
  - 様々なプログラムの実践(一般顧客教育、カウンセラー・医者等のキャパビル、養成・事業者職員訓練、無料カウンセリング、精神ケア、自己・家族排除プログラム等の実践支援等)

# 想定されている制度の構図 5)

## 地点の選定

地点は予め定められているわけではなく、地方公共団体の提案により、国が指定する

国

区域指定の  
判断基準(法  
定する)

区域指定のため  
の基本方針(閣議  
決定)

地方公共団体  
の提案募集

地方公共団体  
による提案・国  
による審査・評  
価

区域(地方公共  
団体)の指定

地方公共団体


IRを実現する  
という政治的意  
思

政策研究・事前  
調査

- ビジョン及び戦略
- 既存の地域開発計画や観光戦略との調整
- 市場調査、社会・経済的影響度評価
- IR実施のためのマスタープラン


# IR:実現のための工程

## 国の動き

- 
- ★
- 法案可決 (2014年秋)
  - 政府組織胎動
  - 実施法枠組み検討開始(2014年末)
  - 実施法国会  
上程、審議、  
可決(2015)
  - 国の機関の創設、  
体制の具備
  - 地方公共団体か  
らの提案募集  
(2015年後半)
  - 国による区域  
選定手順と選  
定(2016年  
末)

**2020年  
IR実現?**

## 自治体の動き

- 
- ★
- 国の動きに呼  
応した情報収  
集・調査検討  
(2014年)
  - 立法過程で  
の意見具申  
推進の為の  
準備・検討  
(2015年)
  - 基本構想、マスター  
プランの策定
  - 影響度評価や地域  
社会の合意形成
  - 国に対する申請の  
準備(2015年)
  - 申請、国による  
区域の指定
  - 実施方針の策定、  
募集要項準備  
(2016年～17年)
  - 事業者公募
  - 評価・審査・交渉
  - 事業者選定
  - 誘致開発協定締  
結(2017年)

# ご清聴有難う御座いました

ご質問等がある場合

[tmihara1203@gmail.com](mailto:tmihara1203@gmail.com) or [tmihara@daishodai.ac.jp](mailto:tmihara@daishodai.ac.jp)

**(許可なき転載を禁止します)**

